

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

雨合羽

調達物品の内訳品目と購入予定数量は別添「令和7年度被服標準仕様書（雨合羽）」（以下「仕様書」という。）による。

(2) 調達物品の仕様

仕様書のとおり

(3) 納入の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

仕様書による。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 繊維・皮革・ゴム類の繊維

イ 繊維・皮革・ゴム類のその他

ウ その他の物品のその他

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月20日（木）から同年3月7日（金）までの間にインターネットの鳥取県総務部

総合事務センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月20日(木)から同年3月7日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月19日(水)午後2時30分即時開札(ただし、郵便等による入札の受領期限は、同月18日(火)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年2月27日(木)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年3月4日(火)にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を4の(1)の場所に令和7年3月7日(金)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認及び仕様書の3で示す参考品以外の同等品で応札する場合は同等品の承認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(5) 提出期限後における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書

- (その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (3) 同等品承認申請書(様式第6号)及び仕様内容を満たすことが確認できるカタログ等の資料(同等品を以て応札しようとする者に限る。)

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無及び同等品の可否を確認し、その結果を令和7年3月12日(水)までに通知する。ただし、入札参加資格がないと認められた者の提出した同等品承認申請の審査は行わない。
- (2) (1)の審査により入札参加資格又は同等品承認が認められなかった者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格又は同等品承認が認められない理由について、令和7年3月14日(金)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求められることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年3月18日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書(様式第3号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (3) 入札に当たっては、仕様書の1に示す物品の各内訳品目の1着当たりの金額(1円未満の端数を含まないものとする。以下「単価(税抜)」という。)に仕様書の4に示すそれぞれの購入予定数量を乗じて得た金額の合計額に、当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を入札金額として入札書に記載すること。なお、単価(税抜)には搬入費を含むものとする。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価(税抜)にそれぞれの購入数量を乗じて得た金額の合計額に、当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する額(単価)を入札書の単価(税抜)にそれぞれ記載すること。

また、この調達が入札書に記載された単価(税抜)による単価契約であり、購入予定数量は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第4号)を4の(4)イ(郵便等による場合は4の(1))の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (6) 委任状及び入札書の宛名は、「鳥取県知事 平井 伸治」とする。
- (7) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 郵便等による入札の場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (11) 入札参加者は、入札執行前及び入札執行中にある場合は、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前には、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中には、入札辞退届を提出すること。
- (12) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載の単価（税抜）に仕様書の4に示すそれぞれの購入予定数量を乗じて得た金額の合計額に、当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（以下「年間見込額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（4の(3)の郵便等による入札の場合を除く。）
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の(4)イ（郵便等による場合は4の(1)）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (8) 同等品で入札を行う場合、同等品承認を得ていない物品での入札
- (9) 次の入札書による入札は無効とする。
 - ア 記名のない入札書
 - イ 鉛筆で記載した入札書、金額の不鮮明な入札書
 - ウ 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書
 - エ 入札書の「会社名、品名等」欄に入札を希望する品の会社名、品名等を正確に記載していない入札（仕様書に参考品が記載されている場合や参考品以外の同等品で入札を行う場合も同様。）
 - オ 「入札金額」と、「入札金額の内訳」の「総合計」の金額が一致していない入札書
 - カ 「入札金額の内訳」の「合計（税抜）」の金額が、各内訳品目ごとの「購入予定数量」に各内訳品目ごとの「単価（税抜）」を乗じて得た金額を合計した額と一致していない入札書

(10) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

落札となるべき同価の入札を行った者が 2 者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退できないものとする。なお、この場合において、入札を行った者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 支払条件

(1) 物品の所有権移転完了後において、契約の相手方（以下「受注者」という。）から正当な請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

(2) 受注者が請求する代金の算出方法は、契約した単価に該当発注所属のそれぞれの購入数量を乗じて得た金額の合計額に、当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

16 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として年間見込額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与

させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札決定の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第7号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (7) 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。